

(趣旨)

第1条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（昭和51年3月31日締結。以下「協定書」）の規定に基づき四国電力㈱から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る異常（正常状態以外のすべての事態）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 県は、四国電力㈱から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。

2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

(公表事項等)

第3条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力㈱から通報連絡される発電所に係るすべての異常の発生と経過	四国電力㈱から報告される発電所の設備のすべての異常の原因と対策
公表内容	①お知らせ（様式第1号） ②四国電力㈱からの通報連絡 ③添付書類（異常の内容に応じて添付） <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の配置図 ・発電所の基本系統図 ・専門用語等の解説 ・周辺環境放射線調査結果 	①お知らせ（様式第2号） ②四国電力㈱からの報告

(公表方法)

第4条 公表方法は、次のとおりとする。

- (1) 報道機関への発表又は資料提供
- (2) 県ホームページへの掲載（発電所の配置図は除く。）
- (3) 閲覧（県庁、原子力センター、伊方原子力広報センター）（発電所の配置図は除く。）

(公表時期)

第5条 公表時期は、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部防災局原子力安全対策課が対応する。

- 附 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成16年9月9日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成22年10月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成23年6月16日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成24年9月19日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成29年7月7日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合

区分	内 容	公 表 時 期	
		報道機関	県ホームページ 閲 覧
A	(1) 協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音を発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載
B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後48時間以内に公表	通報連絡後48時間以内に掲載
C	A及びB以外の事項	毎月10日に前月分を公表(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	毎月10日に前月分を掲載(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

No.	発生 (通報) 年月日	県公表 年月日	異常の概要	国の報告対象	県の公表区分	号機別	管理区域	異常の 種類
1	28.4.16	28.4.16	地震の観測(1号機:10ガル、2号機:10ガル、3号機:10ガル)	無	A	123	一	地震観測
2	28.4.28	28.5.10	緊急時対策支援システムのデータ伝送の停止	無	C	123	外	設備故障
3	28.6.20	28.7.11	放水口水モモニタの指示上昇	無	C	12	外	自然変動
4	28.6.20	28.7.11	放水口水モモニタの指示上昇	無	C	12	外	自然変動
5	28.6.20	28.7.11	九町越守衛所他の火災受信機盤等の不具合	無	C	123	外	設備故障
6	28.6.20	28.7.11	作業員の負傷	無	C	-	外	負傷等
7	28.6.23	28.7.11	敷地境界付近における土砂崩れの発生	無	C	-	外	その他
8	28.7.17	28.7.17	1次冷却材ポンプ3B軸封部の第3シール部の流量の増加	無	B	3	内	設備故障
9	28.8.15	28.8.15	地震の観測(1号機:5ガル、2号機:5ガル、3号機:4ガル)	無	C	123	一	地震観測
10	28.8.26	28.8.26	純水装置建屋内の排水配管のフランジ部からの排水の漏えい	無	C	3	外	設備故障
11	28.8.31	28.9.1	余熱除去冷却器2A出口配管ベント弁の下流側配管の液体浸透探傷検査による指示確認	無	B	2	内	設備故障
12	28.9.22	28.10.11	放水口水モニタの指示上昇	無	C	12	外	自然変動
13	28.9.26	28.10.11	制御用空気圧縮機3Aの配管フランジからの空気漏れ	無	C	3	外	設備故障
14	28.10.8	28.11.10	阿蘇山噴火による降灰の確認	無	C	-	一	その他
15	28.10.18	28.11.10	原子炉トリップ回路ロジック検査の中断	無	C	3	外	その他
16	28.11.14	28.12.12	187kV母線保護リレーの異常	無	C	12	外	設備故障
17	28.12.2	29.1.10	作業員の負傷	無	C	3	外	負傷等
18	29.1.17	29.2.10	電気出力の瞬間変動	無	C	3	外	系統ショック
19	29.2.10	29.2.10	廃液蒸発装置1Bの配管の弁からの水漏れ	無	B	1	内	設備故障
20	29.2.21	29.3.10	電気出力の瞬間変動	無	C	3	外	系統ショック
21	29.2.23	29.3.10	放水口水モニタの指示上昇	無	C	12	外	自然変動
22	29.3.4	29.4.10	海水電解装置の配管フランジからの塩素を含む海水の漏えい	無	C	12	外	設備故障
23	29.3.15	29.4.10	電気出力の瞬間変動	無	C	3	外	系統ショック
平成28年度合計								
				A : 1	B : 3	C : 19	計 : 23	

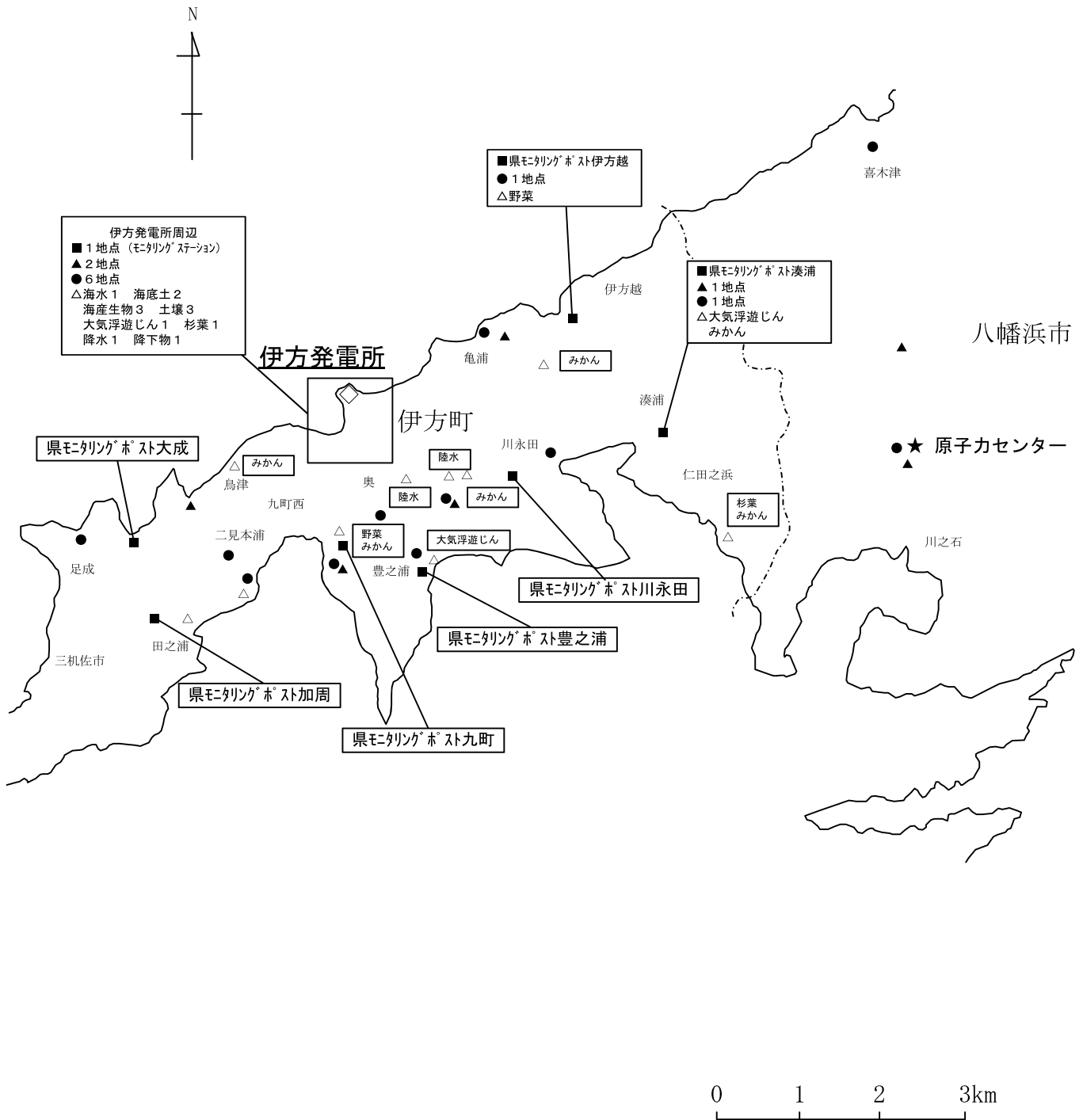
資料9-3 平成28年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画(愛媛県実施分)

調査項目	地点数	地名	調査年度等	ガンマ線放出核種	トリチウム (H-3)	ストロンチウム (Sr-90)	ヨウ素 (I-131)	アルファ線放出核種	備考	頻度	測定方法	備考
空間放射線	1	九町	—	連続					モニタリングステーション 加圧型電離箱検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器 Ge半導体検出器	連続	NaI(Tl)シンチレーション検出器 電離箱検出器 Ge半導体検出器	
	19	伊方越、九町、漆浦、川永田、豊之浦、二見(2) 正野、八幡浜市(2)、大洲(3)、西予市(3) 伊予市(1)、内子町(1)、宇和島市(1)	—	連続					モニタリングポスト NaI(Tl)シンチレーション検出器 加圧型電離箱検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器 Ge半導体検出器	—	—	
	10	亀浦、琴電所周辺、九町(2)、川永田 漆浦、二見、八幡浜市(2)、松山市(1)	4	4,7,10,1					NaI(Tl)シンチレーション検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器	—	—	
	7	漆浦、九町、川永田、二見、八幡浜市(1) 松山市(1)	4	5,8,11,2					モニタリングカー NaI(Tl)シンチレーション検出器 加圧型電離箱検出器	—	—	
	11	漆浦、九町、川永田、二見、八幡浜市(2)、大洲(2) 西予市(1)、宇和島市(1)、松山市(1)	2	7~9,1~3					可搬型モニタリングポスト NaI(Tl)シンチレーション検出器 半導体検出器	—	—	
	58	伊予町(7)、八幡浜市(1)、大洲市(2) 西予市(15)、伊予市(1)、宇和島市(3)	—	連続					(参考局) 通信機能付き電子線量計	—	—	
	5	伊予町~八幡浜市(1) 八幡浜市~西予市(1) 大洲市~西予市~宇和島市(1) 八幡浜市~大洲市~伊予市(1) 八幡浜市~大洲市~内子町(1)	2	6,12					モニタリングカー NaI(Tl)シンチレーション検出器 加圧型電離箱検出器	—	—	
	45	伊予町(20)、八幡浜市(6)、大洲市(7)、西予市(7) 伊予市(1)、内子町(1)、宇和島市(2)、松山市(1)	4	四半期毎					蛍光ガラス線量計 熱電子式線量計等	四半期毎	—	
	1	九町	—	連続					モニタリングステーション	—	—	
	13	伊予町(2)、八幡浜市(2)、大洲市(2)、西予市(2) 伊予市(1)、内子町(1)、宇和島市(1)	—	連続					モニタリングステーション モニタリングポスト モニタリングステーション	原則として連続	—	
	20	伊予町(9)、八幡浜市(2)、大洲市(3)、西予市(3) 伊予市(1)、内子町(1)、宇和島市(1)	—	連続					モニタリングポスト	—	—	
1	九町	—	連続					全アルファ放射能(α)シンチレーション検出器 全ベータ放射能(β)シンチレーション検出器	1~3か月毎	核種分析		
5	九町、漆浦、豊之浦、二見、松山市(1)	4	4,7,10,1	20	—	—	20	20		—		
2	九町、川永田	4	4,7,10,1	8	8	2	2	2		—	飲料水等	
3	九町(3)	4	4,7,10,1	12	—	3	—	3		—	表層土	
10	みかん	九町(2)、亀浦、川永田、 二見、大浜、八幡浜市(3)、宇和島市(1)	1	11,12	10	—	—	3			収穫期	—
2	野菜	九町、川永田、漆浦	2	12,1	6	—	—	6			—	野菜 根菜 米 等
1	鶏産	大洲市(1)	1	12	1	—	—	1			—	—
1	食品	大洲市(1)	1	12	1	—	—	1			—	—
1	精米	西予市(1)	1	10	1	—	—	1			—	—
1	粟米	西予市(1)	1	7	1	—	—	1			—	—
1	牛乳 (脂乳)	西予市(1)	1	6	1	—	—	1			必要に応じて	—
1	淡水 生物	大洲市(1)	1	11	1	—	—	1			—	—
2	植物	九町、大浜	4	5,8,11,2	8	—	—	4			—	指標生物 四半期~1年毎
2	降下物、降水	九町、松山市(1)	12	毎月	24	4	—	2			—	水鏡法等
1	海水	平野登道堤沖	4	5,7,9,11	4	4	—	4			—	—
2	海底土	平野登道堤北東、平野沖入江	4	5,7,9,11	8	—	—	8			—	—
4	魚類	九町越沖	4	4,7,10,2	4	—	—	4			—	—
1	無脊椎 動物	宇和島市(1)	1	7	1	—	—	1			—	—
4	海藻類	九町越沖	4	4,7,10,2	4	—	—	4			—	—
4	海産物	九町越沖	4	4,7,10,2	6	—	—	6			—	—

(注1) 空間放射線(線量率)の測定計画については、伊方地域の放射線レベルを把握するとともに、空間放射線等の情報を目的で各種の測定機器を用い測定する計画となっている。
(注2) 国のモニタリング指針には「環境放射線モニタリングに関する指針」(田原原子力安全委員会 平成20年3月改訂)を用いた。

資料9-4 環境放射線測定地点及び試料採取地点図（狭域）

項目	愛媛県
モニタリングステーション及びポスト	■
シンチレーション式線量計等	▲
モニタリングポイント(積算線量)	●
環境試料	△



資料9-5 環境放射線測定地点及び試料採取地点図(広域)

モニタリングステーション及びポスト	■
シンチレーション式線量率計等	▲
モニタリングポイント(積算線量)	●
環境試料	△
通信機能付き電子線量計	○

